

事業者の方へ

新たに「10月分」を対象月に加え、受付期限を延長します

三次市 中小事業者月次支援金

受付期限
令和4年
1月21日
(当日消印有効)

三次市では、緊急事態宣言の延長等に伴い、令和3年5月から10月までの各月における売上げが20%以上30%未満減少した中小法人・個人事業者へ支援金を支給します。
この度、「10月分」を新たに対象月に加え、受付期限も延長します。

支給額（1事業者あたり）

中小法人等

上限 **10** 万円/月

個人事業者

上限 **5** 万円/月

※複数の事業所を運営している場合でも「1事業者分」となります。

※すべての月が該当となる場合、中小法人等は**最大60万円**、個人事業主は**最大30万円**となります。

支給額

令和元年もしくは令和2年の対象月の売上額 - 令和3年の対象月の売上額

※詳しくはウラ面の「よくあるお問合せ Q5」をご覧ください。

対象者及び主な要件

三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者

※全業種が対象となります。

主な要件

令和3年5月から令和3年10月までの各月において、月間の売上額が令和元年若しくは令和2年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること

※比較した結果、減少率が20%未満の場合、若しくは30%以上となる場合は**支援金の対象となりません。(※30.0%も対象外)**

※社会福祉法人、医療法人、NPO法人等も対象となります。

※売上減少率が30%以上の場合は、「広島県頑張る中小事業者月次支援金」、50%以上の場合は、国の「月次支援金」の対象となります。

必要書類(添付書類)

- ① 交付申請書(請求書)
- ② 法人番号がわかる書類(※法人事業者の場合)
- ③ 確定申告書類の写し(法人の場合は「別表一」、個人の場合は「第一表」)
- ④ 月毎の売上金が比較・確認できる帳簿書類
- ⑤ 振込先口座番号が確認できる通帳の写し(若しくは電子通帳画面のコピー)

(注)2回目の申請の場合、②、③、⑤の書類の添付は「不要」です。

申請手続きについて

感染予防の観点から**原則、郵送**でお送りください

送付先

〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 三次市 産業振興部 商工観光課宛

【お願い】パソコンから申請書をダウンロードされる場合、「両面印刷」していただき、可能な限り、申請書兼請求書は1枚となるようにご協力ください。

よくあるご質問(Q&A)

Q1 既に1回目(9月分まで)の申請を終えています。10月分も同じ書類を提出する必要がありますか？

A1 今回の申請が2回目の場合、ご用意していただく書類は①申請書兼請求書、②10月分の売り上げが比較できる書類のみご提出をお願いします。

Q2 対象者となる「個人事業者」とは？

A2 原則、事業所得のある個人(税務署に開業届を提出している個人)が対象となります。

Q3 NPO法人や公益法人、農業法人は給付対象となりますか？

A3 給付対象となります。社会福祉法人や医療法人、一般社団法人等も対象となります。
(※対象外:政治団体・宗教上の組織)

Q4 三次市に住民票がありますが、店舗は三次市外にあり営業しています。支援金の対象となりますか？

A4 三次市内に事業所があることが必須となりますので**支援金の対象となりません**。

Q5 支援金額の算出方法を詳しく教えてください。

令和3年5月から令和3年10月までの各月において、月間の売上額が令和元年若しくは令和2年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していることが「支給対象月」となります。

また、5月分の売り上げは令和元年分と比較し、6月分は令和2年分と比較するように、**比較する年の適用は、月毎で選択していただいても構いません**。

(例) ※個人事業主の場合 ※法人事業者の場合、上限額は月額10万円となります。

月	減少率	対象月	減少額	支給額	説明
5月	21.1%	○	20,000円	20,000円	減少額が5万円未満のため、減少額=支給額となります。
6月	25.6%	○	70,000円	50,000円	月における減少額が5万円以上の為、支給額は5万円となります。
7月	10.5%	×	-	-	減少率が20%未満のため、対象月となりません。
8月	33.3%	×	-	-	減少率が30%以上のため、対象月となりません。
9月	29.9%	○	16,785円	16,785円	
10月	30.0%	×	-	-	減少率30.0%は対象月となりません。
合計	-	-		86,785円	←申請額(請求額)となります。

Q6 飲食店を営んでいます。広島県感染症拡大防止協力金を受給していますが、この助成金も申請できますか？

A6 「7月分」及び「10月分」のみ対象となります。

Q7 申請後、どれくらいで給付されますか？また、支援金が振り込まれたら連絡が届きますか？

A7 申請書類を受理後、審査等を経て、なるべく速やかな支給に努めます。期間は概ね審査完了後から「2週間以内」を想定しています。また、ご指定の口座に入金が完了した後に文書でお知らせします。

Q8 申請書類はどこにいけば入手できますか？

A8 申請書類は、三次市のホームページからダウンロードが出来ます。ダウンロードが難しい方は、三次市役所本庁舎1階総合案内のほか、各支所、三次商工会議所、三次広域商工会でも配布しています。

【お問合せ先】 三次市 産業振興部 商工観光課 (〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 ※本館4階)

電話 0824-62-6171 (月～金 8:30～17:15(土・日・祝日を除く))

FAX 0824-64-0172 E-mail shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp